

付属資料 35自治体の『復興計画』における支え合い事業等

自治体名	名 称	復興計画における 「支え合い事業」等の言及内容	復興計画 策定年月日	備 考
釜石市	復興まちづくり 基本計画	<p>(1) 仮設住宅の住環境整備と生活支援、地域コミュニティの維持再生</p> <p>① 仮設住宅の住環境整備と生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅運営センターを中心に、社会福祉法人やNPO法人等の民間団体と連携しながら、仮設住宅の住環境の改善や高齢者などへの生活支援を行います。 <p>② 地域コミュニティの維持再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内8地区に設置している生活応援センターの実績と機能を生かし、津波の浸水がなかった地域では町内会活動の活性化、被災地域では町内会組織の再構築、仮設住宅団地では自治組織の結成を促進します。 ・被災した生活応援センターや集会施設等の再建を図り、まちづくりの担い手となる地域住民の活動拠点を再構築します。 	2011年 12月22日	
宮古市	東日本大震災復興計画【基本計画】	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅等に入居し、支援を必要とする市民をサポートします。 <p>被災地域におけるコミュニティを再生するとともに、地域社会の結びつきがさらに強まるようコミュニティの充実を図ります。また、応急仮設住宅におけるコミュニティの形成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 応急仮設住宅等入居者へのサポート ・ 応急仮設住宅等の入居者について、復興の段階に応じた実態調査を行い、その調査結果を関係機関と共有するとともに、被災者が抱える不安、問題、復興状況にあわせた継続的な支援を行います。 ・ 応急仮設住宅の適正な維持管理を図ります。 	2011年10月	【推進計画】 (2012年 3月30日 策定)
大船渡市	復興計画	なし	2011年10月	

自治体名	名 称	復興計画における「支え合い事業」等の言及内容	復興計画策定年月日	備 考
陸 前 高田市	震災復興計画	5 保健事業の再開と推進 ・健康づくりのための仮設住宅入居者への個別フォローと集団アプローチを展開します。 復興のための施策 41 ・仮設住宅とともに、各地域の実情に合わせた高齢者の居場所づくりの展開や、高齢者見守り体制づくりを推進します。 ・地域全体でこころのケアを推進する体制を確保します。	2011年9月	
遠野市	なし	なし	なし	後方支援拠点計画
奥州市	なし	なし	なし	
大槌町	東日本大震災津波復興計画基本計画	仮設団地の環境改善 公平な仮設住宅の入退去等を行い、個々の生活が安定するまでの住宅確保を支援します。 仮設住宅で安全・安心な生活を確保するための改善支援を推進します。また、行政と地域・住民との連携を図り、仮設団地での自治会・コミュニティ活動を推進します。	2011年12月	
山田町	山田町復興ビジョン	4-3 住民が主体となった地域づくり 復興は、インフラや建物などのハード面を造り直す作業だけではなく、被災を受けた住民の生活を立て直し、コミュニティの絆を再構築する作業がむしろ重要と言えます。	2011年6月	
野田村	復興計画	6. 地域コミュニティの継続 ・地域の結束力が強まるよう、地域コミュニティ活動の環境を整備し、さらに、全ての人々が安心して生活できるよう、地域コミュニティ活動の活性化に向けた取り組みを支援します。 また、地域住民や関係団体等が協働し、被災地域や住民が主体で進める復興のまちづくりを支援します。	2011年12月	
気仙沼市	震災復興計画	第3章 計画の柱と取組方向 7 地域をあたたかに ― 地域コミュニティの充実と市民等との協働の推進 ・避難所や仮設住宅には、個人・団体・市内・市外を問わず、多くのボランティアが訪れ、被災者に対しきめ細かく物心両面で支援を続けるなど、コミュニ	2011年10月	

自治体名	名 称	復興計画における「支え合い事業」等の言及内容	復興計画策定年月日	備 考
		<p>ティ活動が普段から活発な地域コミュニティや志のあるボランティアが大きな役割を果たし～地域に住んでいる一人ひとりの顔が見え、人と人のつながりを大切にするまちづくりを目指し、～新しいコミュニティの形成を支援します。</p> <p>第5章 本市震災復興を実現する重点事業</p> <p>第7節 地域コミュニティの充実と市民等との協働の推進</p> <p>2 新しいコミュニティの形成を支援</p> <p>重点事業1 仮設住宅での自治組織の設立・運営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅において～住民の交流を促すとともに、～自治組織の設立や組織運営の円滑化に努めます。～生活相談などの包括的、多面的なサポートの仕組みづくりを図り、～ <p>3 市民等との協働の推進</p> <p>重点課題7 まちづくりの担い手育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設住宅の見守り活動やコミュニティづくりに取り組んでいる市外NPO等の支援終了後も、こうした活動を次のまちづくり活動に繋げていけるよう、～市民がこれからのまちづくりを議論する場を設け、～今後のまちづくりの担い手意識の醸成や人材育成を図る。 		
南三陸町	震災復興計画	<p>第3編 復興計画</p> <p>第3章 復興に向けて緊急対応すべき重点事項</p> <p>1 被災者の生活支援と自立生活への誘導</p> <p>(1) 「自立に向けた生活支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設住宅では、生活支援相談員を配置して入居者の生活支援に取り組む～ <p>(2) 仮設住宅における地域コミュニティの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ～仮設住宅における新しいコミュニティの形成が課題となっています。～仮設住宅単位のコミュニティを行政区に準じる組織として位置づけ、行政連絡員 	2011年 12月26日	2012年 3月26日改訂

自治体名	名 称	復興計画における「支え合い事業」等の言及内容	復興計画策定年月日	備 考
		<p>を配置し、入居者による自治活動を支援するなど、仮設住宅におけるコミュニティ形成に向けた各種支援に取り組みます。</p> <p>第4章 シンボルプロジェクト</p> <p>2 被災者の生活支援プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅での生活支援、孤立化防止などに取り組みます。～生活支援相談員の配置～見守りネットワークを構築する <p>第5章 復興事業計画</p> <p>目標1 安心して暮らし続けられるまちづくり</p> <p>(2) 地域コミュニティの再構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで築き上げてきた絆や助け合いの精神を～後世につなげていくためにも、～地域コミュニティの維持・再生のための、継続的な支援に取り組みます。 <p>(7) 安心を実感できる保健・医療・福祉のまちづくり</p> <p>③ みんなで支え合う福祉のまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、住民どうしで、助け合い、支えあう、地域のつながりを重視した福祉のまちづくりを目指します。 <p>目標2 自然と共生するまちづくり</p> <p>(4) ふるさとを思い、復興を支える『人づくり』</p> <p>④ 地域コミュニティ活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災を経てこれまで以上に深まった地域の絆や連帯感を活かしながら、地域コミュニティの再生を図るとともに、～地域内の人と人との交流を促進・活性化させ、まちづくりのリーダーとなる人材の育成を図ります。 		
石巻市	震災復興基本計画	<p>第2章 復興の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の不安を安心に変えていくためには、特に、被災された市民の生活と向き合った施策の展開が求められており、災害に強いまちづくり、職を失った市民の雇用確保や未来を担う子どもたちの育成などに力を入れるとともに、誰もが絆を強め、安全で安心した生活ができるよう、高齢者や障がい者の 	2011年12月	

自治体名	名 称	復興計画における「支え合い事業」等の言及内容	復興計画策定年月日	備 考
		<p>方々を地域全体で支えあうまちづくりを推進していく必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに、復旧・再生・発展の流れをより一層強めていくためには、まちづくりの担い手である市、国、県、他の地方自治体、市民、NPO、地域などによる協働の仕組みを構築し、社会全体に共鳴するまちづくりを広げていくことが必要。 <p>施策大綱 1 みんなで築く災害に強いまちづくり</p> <p>2 地域力でみんなで守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災が大きい地区や集落の多くで、地域のコミュニティ活動が困難となっていることから、既存の町内会との連携により地域コミュニティの強化を図るとともに、仮設住宅や新たな市街地でのコミュニティの形成を支援し、外国人の方を含めた誰もが絆を強め、共鳴する地域コミュニティの再生を推進します。 <p>第3章 施策の展開</p> <p>施策大綱 2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す</p> <p>(1) 被災者への生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な応急仮設住宅、在宅で生活する被災した高齢者・要介護者・障がい者などへ応急的な各種サービスを提供するため、応急仮設サポートセンター等を整備し、生活支援・相談等を行う。 <p>応急仮設サポートセンター等の整備と支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設地域内に整備した応急仮設サポートセンター（ささえあいセンター）において、各種相談支援事業などを実施します。 ・応急仮設住宅建設地域内に、応急福祉仮設共同住宅（グループホーム型仮設住宅）（認知症高齢者・障がい者・ケア付き福祉住宅グループホーム）を整備します。 ・要援護者をはじめ、個々の状況にあわせたサービス提供ができるように、関係機関などによる 		

自治体名	名 称	復興計画における「支え合い事業」等の言及内容	復興計画策定年月日	備 考
		<p>見守りを強化します。</p> <p>(2) 各種福祉サービスの復旧とサービス事業者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスを必要とする高齢者、要介護者、障がい者などに対して介護支援事業所や障がい者相談支援事業所等との連携により、適切な情報提供や相談支援の強化を図ります。 ・応急仮設住宅、在宅等で急増する要援護者に対して、応急仮設サポートセンターの活用により、生活支援、孤独感の解消、心のケアのほか、必要に応じた福祉サービスを提供します。 ・被災した民間の介護サービス事業所等への再建支援により、サービス提供基盤の復旧・復興を図ります。 <p>2 住まいの再建 災害公営住宅の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の恒久的住居を確保するため、住民意向を確認しながら具体的な場所や整備数を確定し、県等と連携しながら災害公営住宅の整備を推進します。災害公営住宅については、住民交流によるコミュニティ活性化や子育て、高齢者支援等の観点から、多様な住居形態に配慮しながら整備を推進します。 		
東松島市	復興まちづくり計画	<p>第1章 復興まちづくりの基本方針</p> <p>2 基本方針</p> <p>(2) 支え合って安心して暮らせるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、災害時だけでなく、～地域コミュニティ等の人のつながりが大きな支えとなります。～互いに支え合える地域社会をつくっていきます。 <p>第2章 分野別取組み</p> <p>(1) 支え合って安心して暮らせるまちづくり</p> <p>① 仮設住宅環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市や社会福祉協議会が連携して被災者の支援にあたる『被災地サポートセンター』を設置し、福祉、健康、生活にわたる総合的なサポート体制をつくる。 <p>(3) 地域コミュニティの自治力の醸成</p>	2011年 11月29日	

自治体名	名 称	復興計画における「支え合い事業」等の言及内容	復興計画策定年月日	備 考
		<p>③ コミュニティ活動支援体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、仮設住宅も含めた被災地域において、各部署及び社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等がそれぞれに支援員を配置し、生活支援やコミュニティ支援を行っています。これらの人や組織を集めて、意見交換して情報共有をする仕組みとして『東松島市地域支援員連絡会』を立ち上げています。このネットワークを活かして、市・社会福祉協議会で設置する『被災者サポートセンター』と連動しながら、一体的に生活支援、コミュニティ支援ができる体制づくりを行っています。 		
女川町	復興計画	<p>第3章 復興方針</p> <p>IV 心身ともに健康なまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本格復興までの当面の生活の場である応急仮設住宅における心身面のケアを行います。また、町立病院を中核とした医療や福祉の充実を図るとともに、津波災害等の緊急時の設備や体制も確保します。 <p>第4章 復興基本計画</p> <p>3 住みよい港町づくり</p> <p>(1) 応急仮設住宅の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恒久住宅の再建や供給に期間を要する場合、応急仮設住宅の利用が長期化する可能性があり、応急仮設住宅の供与期間の延長や利用の長期化に向け、環境整備など必要な措置を講じます。 ・（短期対策としては）住宅団地において、行政区等の地域コミュニティ活動や行政、保健・福祉サービス等を提供する拠点となる集会施設を設置します。 ・町は、団地内のコミュニティ構築のため、巡回相談など支援を行います。 <p>(5) 生活環境に応じた町民の自立した生活の支援</p> <p>復興基本計画 （緊急対策として）自立した生活の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災し避難した要介護者、要援 	2011年9月	

自治体名	名 称	復興計画における「支え合い事業」等の言及内容	復興計画策定年月日	備 考
		<p>護者が安心して生活できる住まいを確保（仮設福祉住宅、（仮称）地域福祉センター内福祉住宅など）します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者が自立して生活できるサービス、地域生活支援事業の再開と再構築を図ります。 ・（短期対策としては）共助・支え合い・地域福祉をめざし、障がい者が地域で自立した生活ができるように、日常生活上必要な介護、支援を実施するケアホームの整備や就労を促進する。 ・（中長期対策としては）高齢者や障がい者が安全で快適に生活できる『バリアフリーのまちづくり』の観点も取り入れ、復興に向けたまちづくりを進めていきます。 ・高齢者や障がい者、地域の人たちの誰もが集い、気軽に交流できる場づくりや子どもたちとの交流などのイベントも積極的に開催し、みんなで支え合う新しい地域コミュニティの構築をめざします。 ・コミュニティ構築のため、巡回相談など支援を行います。 		
多賀城市	震災復興計画	<p>10 「復興施策」 復興施策 I</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災は、『絆』・『つながり』を改めて認識し、それがもたらす『力』を実感する機会となりました。避難所などにおける人と人とのつながりや助けあい、地域内での支えあい、復旧作業における行政と市民との連携・協働、そして、他の自治体やボランティアによる物資の提供や復旧・復興支援などです。このような『絆』・『つながり』が、今後の被災者の健やかな暮らしや、より良い生活の再生、再建にとって、不可欠なものであると改めて認識しました。 <p>復興基本事業 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、応急仮設住宅、民間借上 	2011年12月	

自治体名	名 称	復興計画における「支え合い事業」等の言及内容	復興計画策定年月日	備 考
		<p>仮設住宅や被災住宅に居住する被災者の健康の保持増進と、安心した生活の再建を目指して、被災者個々人の運動や健康管理などを促進するだけでなく、地域や社会で孤立することがないように、つながりや支えあいを重視して、健康調査、訪問指導、相談、健康教育などの取組を推進していきます。</p> <p>復興基本事業3</p> <ul style="list-style-type: none"> 支えあいや助けあいといった地域内でのつながりや、人と人とのつながりが強化され、地域自治活動がこれまで以上に活発に行われることを目指して、地域自治活動を支える様々な支援制度を見直すとともに、地域を支える人材育成、行政とのつながり強化や情報共有を図るための取組・制度の見直しを進めていきます。 <p>11 復興計画事業概要</p> <p>復興施策1</p> <p>復興基本事業1 被災者の生活再建支援と居住地の確保支援</p> <p>01 被災者生活再建支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅（プレハブ）、民間借上仮設住宅、被災住宅に居住する被災者の生活再建に向けて、これらの被災者の生活実態及び支援ニーズを把握し、それに対応する様々な支援策業務（相談業務、義援金・支援金支給、援護資金貸付・債権者管理業務、支援物資配付業務等）を一元的に行う。 <p>02 仮設住宅管理運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅（プレハブ）居住者の安定した居住の確保のため、居住者の安否確認（健康状態確認）、施設・設備管理、支援物資配付、コミュニティ形成支援等を管理運営会社に委託して行う。なお、生活再建に向けた自立に関する支援策を、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO等と連携、調整して行う。 <p>復興基本事業2 『個』と『つなが</p>		

自治体名	名 称	復興計画における「支え合い事業」等の言及内容	復興計画策定年月日	備 考
		<p>り』のそれぞれの視点による健康増進と福祉の推進</p> <p>01 仮設住宅巡回訪問指導事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅における孤独死、自殺等を予防するため、専任保健師等により、定期的な訪問活動等を行う。 <p>02 シルバーふれあいサロン事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅に居住する高齢者の要介護状態への進行を予防するため、高齢者等の健康管理や生活指導を行い、また、住宅内での孤立感を解消してコミュニティの形成を支援する。 		
塩竈市	震災復興計画	<p>4 基本的な考え方</p> <p>(1) 生活再建を最優先とする復興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民協働のもと、被災者の生活再建に最優先で取り組みます。 <p>6 復興基本計画</p> <p>(1) 住まいと暮らしの再建</p> <p>③ ともに支え合う見守り体制の強化</p> <p>復興の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設住宅入居者およびみなし仮設入居者への訪問指導体制の充実や～各関係機関との連携による見守り体制を強化します。 ・ 安心して住み続けることができるよう、良好なコミュニティの再生・強化に向けて町内会などの活動支援や集会所施設等の整備を図る。 	2011年12月	
七ヶ浜町	震災復興計画	<p>復興方針</p> <p>1 地域コミュニティに配慮した地域復興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティに配慮し、本町の住民が引き続き本町に住み続けられることを最優先に住宅復興や地域復興に取り組みます。 <p>復興重点施策4 地域コミュニティの再生と展開</p> <p>1 地域コミュニティの再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災した地域の住宅復興と併せ、地域コミュニティの拠点であり、防災・福祉拠点でもある地区公民分館を迅速に復旧します。 ・ 被災地域の新たな居住系拠点の確保 ・ 災害公営住宅の建設 	2011年8月	前期基本計画 2011-15

自治体名	名 称	復興計画における「支え合い事業」等の言及内容	復興計画策定年月日	備 考
名取市	震災復興計画	<p>第1章 復興に向けた課題</p> <p>2 コミュニティの絆を強化し、市民力を結集したまちづくりを展開する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅等での仮住まいから恒久的な住宅へ移行できる環境づくりにあわせて、災害に強いまちづくりを進めながら、互いを支え合うコミュニティ（絆）を強化することが重要となります。 ・ 隣近所や家族などで助け合うコミュニティの絆の大切さを知り、さらには、ボランティアをはじめとした支援活動のありがたさに改めて気づきました。この苦難から立ち上がり、復興に取り組んでいくためには、このような市民の力、市外から支えてくれる力が不可欠であり、これらを結集し、生かしていくことが求められます。 	2011年10月	
岩沼市	震災復興計画グランドデザイン～愛と希望の復興 震災復興計画マスタープラン	<p>1. すみやかな仮設住宅の建設と暮らしの安定 皆に優しい、緑ゆたかな暮らし</p> <p>(1) 現状</p> <p>① すみやかな仮設住宅の建設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設住宅は、宮城県により384戸（里の杜東住宅162戸、里の杜西住宅162戸、里の杜南住宅60戸）が完成し、仮設住宅を希望する被災者の入居が、被災地で最も早く全て完了しました。 <p>③ 暮らしのサポート</p> <p>■ 里の杜サポートセンターの開設</p> <p>仮設住宅に入居する高齢者や障がい者などの方々の日常生活を包括的にサポートするため、総合福祉センター内に「里の杜サポートセンター」を開設しました。</p> <p>センターにおいては、仮設住宅で生活する高齢者や障がい者などの方々から様々な相談を受け、専門相談や心のケアなどにつなぐ「総合相談機能」と、仮設暮らしによる孤立や引きこもりを防ぐための「交流拠点としての役割」などを担います。</p>	2011年 8月7日 (2011年9月 マスタープラン)	

自治体名	名 称	復興計画における 「支え合い事業」等の言及内容	復興計画 策定年月日	備 考
		<p>(2) 復興に向けた基本的な考え方</p> <p>■復興への考え方</p> <p>「避難期」、「仮設期」、「復興期」の全過程を通じたゆるやかで連続的な環境移行の支援とコミュニティ復興の連続性の確保が必要。</p> <p>(1) 環境移行の支援</p> <p>従来からの生活、コミュニティが損なわれることなく、被災者が自分らしく生活し続ける環境を確保できるような支援。</p> <p>(2) 避難所から復興コミュニティに向けての連続性</p> <p>避難所から復興後の生活に至るまで「住まい」「生活」「かかわる人」が途切れることなく引き継がれることが重要。</p> <p>■仮設住宅における暮らしのサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅で生活する高齢者や障害者の方々の孤立や引きこもりの防止として、仮設住宅の見守りや心のケアなどの支援を行うとともに、コミュニケーションの取れる共同空間を確保する。 <p>■復興の可能性</p> <p>(1) 地域社会で孤立をせずに暮らせるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅に閉じこもらず、人とのつながりを維持できる交流の場や機会をもつことができる。 <p>(2) 高齢者が能力を活かし可能な限り自立できる高齢者パワーが支えるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護ヘルパーや子育て支援、配食サービスやふれあい喫茶等、いくつになっても地域を支えるコミュニティビジネスにとりくめる。 ・趣味の活動、ボランティア活動、いくつになっても自己実現ができる。 <p>(3) たとえ弱っても、元気な頃の生活習慣をケアミニマムで維持できるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・睡眠、食事、保清、排泄、離床・移動、更衣。生活のリズムを維持すること。 ・在宅医療、在宅看護、在宅介護による支え。 		

自治体名	名 称	復興計画における「支え合い事業」等の言及内容	復興計画策定年月日	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティやインフォーマルサービスによる「見守り」。 		
巨理町	震災復興計画	<p>第1章 復興基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何よりもまず、なりわいの確保など被災者の方々の生活支援と被災地の復興に最優先に取り組み、一日でも早く回復させる必要があります。また、町民の復興への意欲を高め、持続的な地域コミュニティの構築を図りながら、安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを進める必要がある。 <p>第2章 復興基本計画</p> <p>2 主要施策及び事業</p> <p>(1) 『安全』と『安心』を確保するまちづくり</p> <p>5) 防災・減災システムの整備と防災教育の推進</p> <p>仮設住宅におけるコミュニティ支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設住宅におけるコミュニティ活動及び自治組織化の支援。 ・NPO等の協力を得ながら、仮設住宅入居者のニーズに即したサービスの提供。 <p>(2) 『暮らしやすさ』と『亘理らしさ』があふれるまちづくり</p> <p>2) 「住環境の再建の支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災により再建が必要な住宅が多く、また応急仮設住宅等に入居している町民も多いことから一日も早く町民が震災前の生活を取り戻し、安心して生活できるよう被災住宅の再建と被災宅地の復旧を支援する ・被災住宅の再建支援と災害公営住宅等の整備を行います。 ・応急仮設住宅の居住環境の向上を図ります。 ・住宅再建が困難な人や、高齢者・障がい者に配慮した災害公営住宅等の整備を行います。 <p>4) 保健・福祉・医療の健康まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅など新たな場でのコミュニケーションづくりが必要。 ・住民の健康と福祉を確保するとともに、災害時の緊急医療活動の拠点として保健福祉センター 	2011年12月	

自治体名	名 称	復興計画における 「支え合い事業」等の言及内容	復興計画 策定年月日	備 考
		<p>の整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した老人福祉施設等の復旧を図るとともに高齢者や障がい者などに対する支援体制を整備します。 ・応急仮設住宅における高齢者等の孤立化を防ぐため、サポートセンターを設置し専門職による相談・見守り体制を整備します。 		
山元町	震災復興計画	<p>6 復興のポイントと方向性</p> <p>(1) 生活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この震災により住居を失った住民には応急仮設住宅の整備等、～また、津波被害が大きい地域の住宅については、集団移転や災害公営住宅にて新たな市街地の形成や居住空間づくりを進めていきます。さらに、新たな地域コミュニティを既存集落や震災前コミュニティとともに再構築を図ります。 <p>① 住居</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（復旧期には）生活支援の第一歩として、震災により住居を失った町民に対し、応急仮設住宅の整備及び民間賃貸住宅の借り上げにより生活拠点の確保を図ります。 ・被災者のニーズに合った災害公営住宅等の公的住宅を整備し、景観や環境と調和した住宅を計画的に供給します。 ・既存の公営住宅の改修及び耐震化を図り、入居者が安全で安心できる居住環境を整備します。 ・（復旧期には）甚大な津波の被害を受け居住が困難となった被災者に対し、生活・防災・福祉の拠点となる集約型団地を造成するとともに、集団移転を促し、新たな中心市街地の形成を図ります。 ・災害公営住宅や新たな居住地において、地域で支え合い、相互に関わりを持ち居住できるような居住空間づくりを目指します。 <p>③ コミュニティ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（復旧期には）津波被害により 	2011年12月	

自治体名	名 称	復興計画における「支え合い事業」等の言及内容	復興計画策定年月日	備 考
		<p>地域コミュニティが分散した沿岸部にあつては、被災者の生活基盤に合わせた地域コミュニティの回復を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設住宅の生活が長期にわたることから、きめ細やかな環境改善を図るとともに、仮設住宅での新たなコミュニティ形成を支援します。 ・ (再生期・発展期では) 復旧期に引き続き、沿岸部の居住地内の地域コミュニティの再生を推進するとともに、震災前のコミュニティの維持に配慮しながら、新たな市街地におけるコミュニティの形成と併せて町全体の地域コミュニティ(行政区)の再構築を図ります。 ・ これまで培ったつながりを活かしながら、新たなつながりを構築するため、地域主体のまちづくりを支援するとともに、地域コミュニティ活動や行政、保健・福祉サービス等を提供する拠点となる集会施設整備を推進します。 <p>(3) 保健・福祉</p> <p>③ 「いくつになっても安心して健康やかに暮らせるまちづくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (復旧期には) 被災者のニーズを踏まえつつ、応急仮設住宅を始め在宅で生活する高齢者や要介護者が継続した在宅サービス等を受けられるよう、体制の整備を進めます。 ・ 震災により被災した町内医療、福祉施設の復旧支援のため、関係機関との調整を図ります。 ・ 応急仮設住宅でのコミュニティづくりを支援し、住民同士が高齢者や障害者を支えながら生活できるよう体制を整備します。 ・ 応急仮設住宅入居者等の孤立化、引きこもり等を防止するため、総合相談の実施や交流活動等により安心した生活が送れるよう地域サポートセンターを整備します。 		

自治体名	名 称	復興計画における 「支え合い事業」等の言及内容	復興計画 策定年月日	備 考
仙台市	震災復興計画	<p>I 総論</p> <p>3 復興に向けて</p> <p>(2) 復興に向けた4つの方向性</p> <p>③ 自立・自助と協働・支え合いによる復興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の震災を教訓として、災害時に自らの手で自らの家族を守る自助による安全安心の確保や高齢者・障害者などの、誰もが健やかに安心して暮らせるように、地域での支え合いによる共助の取り組みを活性化させるとともに、公助の再構築を図ります。 <p>III 暮らしと地域の再生</p> <p>1 被災された方々の生活再建支援</p> <p>(1) 健やかで安心な暮らしの確立</p> <p>③ 仮設住宅における絆づくり・見守り活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレハブ応急仮設住宅における自治組織の設立・運営に関する支援を進めるとともに、防犯・防災活動などの自治活動への支援や、住民相互や近隣コミュニティとの交流の機会づくりを進めます。 ・民生委員児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、NPOなどの連携のもとで、借上げ民間賃貸住宅を含めた仮設住宅入居者に対する見守り活動を進める。 <p>IV 復興まちづくり</p> <p>1 市民の命と暮らしを守る『減災』まちづくり</p> <p>(2) 災害対応力の強化</p> <p>④ 地域における防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時における地域・学校・行政のお互いに顔の見える関係づくりを進めるとともに、地域包括支援センターや障害者福祉センターなども含めた地域のさまざまな関係機関と町内会や民生委員児童委員などが連携しながら、高齢者や障害者などを支える仕組みづくりを推進します。 <p>3 支え合う『自立』・『協働』まちづくり</p> <p>(1) 地域における支え合い活動の推進</p>	2011年11月	

自治体名	名 称	復興計画における「支え合い事業」等の言及内容	復興計画策定年月日	備 考
		<p>③ 地域活動・市民活動の活性化に向けた環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民センターや市民活動サポートセンターなどの活動拠点の機能充実や連携強化を図るとともに、まちづくりに関する専門家の派遣を行います。 <p>(2) 復興を支える担い手づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の震災では、学生等による災害ボランティアや企業の社会貢献活動、～これらの活動主体は、地域団体やNPOとも連携しながら、避難所の運営や、仮設住宅での暮らしサポート、各種の復興支援活動などに携わり、新たなまちづくりの担い手として活動しています。～これらさまざまな担い手が生まれ、活動したこの機会をとらえ、活動の一層の促進と新たな担い手の発掘や育成に取り組んでいきます。 		
相馬市	復興計画 Ver.1.2	<p>第2章 基本計画 第1節 ソフト事業</p> <p>第1項 応急仮設住宅での生活支援</p> <p>⑧ 全体交流場の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者が安心して暮らせるサポート体制を確立、維持するため高齢者等サポート拠点センターを応急仮設住宅地区内に設置し、高齢者の憩いの場、介護予防事業の実施等、各種業務を運営します。 高齢者等サポート拠点センターで、日中保護者がいない被災児童等に、お年寄りとのふれ合いや遊びなどの生活の場を提供し、健全な育成を図るための放課後児童クラブ事業を実施します。 <p>第4項 教育、子どもたちの成長</p> <p>① 被災した子どものPTSD（心的外傷後ストレス障害）対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災したことによる精神的ダメージが今後の成長の妨げになることが懸念されるため、被災した児童、生徒の心のケアを行うことで、健やかに成長していくことを理念としている、「特定非営利活動法人相馬フォロ 	2012年3月	Ver.1.1を改定

自治体名	名 称	復興計画における「支え合い事業」等の言及内容	復興計画策定年月日	備 考
		<p>「アーチーム」との協働体制により、臨床心理士、保健師等が持続的かつ系統的に相馬市内の児童・生徒や教員を支援します。</p> <p>第6項 孤独死対策</p> <p>① 高齢者用共助住宅の建設と運営対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災により家を失い、かつ資金の問題等により自己再建が困難な高齢者等のため、高齢者用共助住宅の建設を進めます。 ・高齢者用共助住宅の運営に関しては、入居者がお互いに見守りながら日々の生活を送っていきけるコミュニティ体制を構築するため、入居者の代表である「寮長」を選出し、行政や介護事業者との連絡調整等の役割を担ってもらい、また、全ての入居者には寮長を中心に、共同生活を送るうえでの必要な業務を分担してもらいます。 ・高齢者用共助住宅の運営に際しては、ボランティア、各種団体との協働を推進します。 ・高齢者用共助住宅については、共助の精神が反映されるよう集会所や談話室といった共有スペースを設け、1日1回入居者が全員集まって食事をする際に利用する等、共有スペースを積極的に活用し、入居者の孤独状態を防ぎ、コミュニティが維持できるよう支援します。 		
南相馬市	復興計画	<p>主要施策2 市民生活復興</p> <p>【基本施策2-1】</p> <p>すべての市民が安心して暮らすことができるまちの再生</p> <p><目標></p> <p>子どもから高齢者まで、すべての市民が安心して安全な環境の下で、健康でいきいきと暮らすことのできるまちをつくります。</p> <p><主な方策（施策）></p> <p>○医療、福祉、保健支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が地域で自立した生活や安定した生活ができるよう就労の支援や障がい者施設の安定経営に向けた支援を行います。 ・高齢者が元気で生きがいを持つ 	2011年12月	

自治体名	名 称	復興計画における 「支え合い事業」等の言及内容	復興計画 策定年月日	備 考
		<p>て生活できるよう在宅支援、施設入所による支援など福祉サービスの充実を図ります。 など</p> <p>○住宅再建の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災により被災した市民については、災害救助法による住宅修理のための補助や集団移転事業により住宅再建の支援を行います。 <p>○復興住宅の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震災により被災した市民のうち、自力で住宅再建が困難な世帯を対象とした災害復興住宅を整備します。 <p>【基本施策2-2】 コミュニティ、絆の復活</p> <p><目標></p> <p>市外に避難し、離れ離れになった市民や、仮設住宅等に居住する市民のコミュニティを確保するとともに、伝統文化の継承などにより、地域の絆をより深め、住みよいまちをつくります。</p> <p><主な方策（施策）></p> <p>○帰還後のコミュニティの再生（集会所整備、地域活動の支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでに培ったコミュニティの再構築とともに、集団移転などに伴い求められる新たな絆・繋がり構築など、自治組織の運営や立ち上げ、住民間の交流を促す事業など、コミュニティづくりへの支援を行います。 ・地域の活動拠点となる集会所施設整備やまちづくり委員会の運営を支援し、市民自らが積極的かつ主体的に復興に取り組み、地域課題を解決できるまちづくりを推進します。 ・幅広い住民のボランティア活動やNPO活動への参加を促すとともに、地域資源を有効に活用し、まちづくりや人材育成などの各種団体活動への支援の充実を図り、市民相互が共に支え合う住民自治のまちづくりを推進します。 ・海岸沿いの被災地には、共同墓地の流失もあることから、これらの再建に向けた取り組みを支 		

自治体名	名 称	復興計画における「支え合い事業」等の言及内容	復興計画策定年月日	備 考
		<p>援します。また、被災者等の墓地ニーズに応えるため、市営墓地の整備を推進します。</p> <p>○にぎわいづくり (略)</p>		
浪江町	復興計画(第1次)	<p>計画編</p> <p>4. 避難期の生活再建に必要な取り組み</p> <p>4) 避難生活に伴う健康悪化の防止 地域包括支援センターと基幹相談支援センターの連携</p> <p>→要介護 支援・協力拡大 →介護予防 浪江町サポートセンター(介護予防事業、健康体操教室)、ボランティア団体等による支援→自治会等コミュニティの設立、ボランティアの育成→自主活動の確保</p> <p>→要介護等 介護・老人保健施設(医療機関等との医療・介護に関する連携、老人福祉施設の再開支援)</p> <p>在宅支援</p> <p>5) 中長期的な医療・福祉環境の再生に向けて 町外コミュニティにおける医療・福祉のあり方の継続的な検討 →一体型センター拠点(仮名)(地域包括支援センター、NPO・社会福祉法人等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業、健康体操教室、町民サロン等 ・障がい児者通所サービス等 ・放課後児童クラブ、預かり保育等 <p>7) 町民と町民・ふるさとをつなぐ絆の維持</p> <p><新たな絆づくり></p> <ul style="list-style-type: none"> ○新たなコミュニティづくりの推進 ○コミュニティ活動の充実 ○避難先コミュニティとの交流 <p><従来の絆の維持></p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政区活動の維持 	2012年10月	
富岡町	災害復興計画(第1次)	<p>3-1. 富岡町内等の生活拠点「さくら富岡」の形成及び町内の復旧・復興</p> <p>【重点事業④】健康管理事業(本所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療施設や介護・福祉施設は、施設の配置や整備方法を検討し、双葉郡全体の問題として国、県に対して要望し、整備を 	2012年9月	

自治体名	名 称	復興計画における「支え合い事業」等の言及内容	復興計画策定年月日	備 考
		<p>推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等のための介護・福祉施設の新設や既存施設の整備を推進します。 ・子どもをはじめとして、全町民の健康を守るために保健・医療サービス強化に努めます。 <p><関連する主な施策・事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療施設・福祉施設の整備、再建（町） ・地域医療体制の確保（県・双葉郡全域・町） ・医療・介護・在宅支援サービスの提供（町） ・高齢者等サポート拠点の整備（町）等 <p>【重点事業⑤】絆づくり事業(本所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民間の絆を維持し、コミュニティが図られるよう、情報提供や交流の場の整備等の取り組みを推進します。 ・災害公営住宅の整備にあたっては、行政区ごとなどコミュニティづくりに配慮した入居や、各棟のなかにサロン等に利用できる共有空間の設置を検討します。 <p>3-2. 町外の生活拠点「つつじ富岡」「せきれい富岡」の形成</p> <p>【重点事業④】健康管理事業（サテライト）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療施設や介護・福祉施設は、施設の配置や整備方法を検討し、双葉郡全体の問題として国、県に対して要望し、整備を推進します。 ・高齢者等のための介護・福祉施設の新設や既存施設の整備を推進します。 ・子どもをはじめとして、全町民の健康を守るために保健・医療サービス強化に努めます。 <p><関連する主な施策・事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防対策及び在宅での医療・介護の支援サービスの提供（避難先の自治体・町） ・高齢者等サポート拠点の整備（避難先の自治体・双葉郡全域・町）等 		

自治体名	名 称	復興計画における「支え合い事業」等の言及内容	復興計画策定年月日	備 考
檜葉町	復興計画 (第1次)	<p>第二章 復興のための施策</p> <p>1 絆を保ち、被災生活を乗り切る</p> <p>1-1) 長引く避難生活への対応 (内容略)</p> <p>(1) 被災者のケアと生活再建支援のための実態把握</p> <p>(2) 仮設住宅・借り上げ住宅における心身の健康管理</p> <p>(3) 避難先における教育の確保・子育て支援</p> <p>(4) 生計の維持・確保の支援</p> <p>1-2) コミュニティの維持・再構築</p> <p>(1) 避難中のコミュニティ維持・交流機会の確保</p> <p>① 町民同士の交流機会の確保(略)</p> <p>② 行政区等の名簿作成の支援(略)</p> <p>③ 高齢者孤立防止のコミュニティ再生支援 高齢者の孤立を防ぐため、避難中の住民による自主活動の応援やサポートセンターでの活動等によりコミュニティを再生・構築します。すでに会津美里町・いわき市に設置したサポートセンターでは、子どもからお年寄りが自由に活動できる、さまざまな世代の交流の場として「みんなの家」を目指しています。</p> <p>④ サークル活動、生涯学習などの活性化(略)</p> <p>(2) 帰町時のコミュニティ自治機能再生・再構築</p> <p>① 帰町時の自治機能再生(略)</p> <p>② 新たに形成されたコミュニティとの融合(略)</p> <p>③ 帰町時の高齢者孤立防止のコミュニティ再生支援 高齢者の孤立を防ぐために避難先で取り組んだサポートセンターにおける「みんなの家」づくりを、帰町後も取り組みます。こうした場を通じて高齢者それぞれが役割・やりがい・生きがいを持ち、お互いに助け合い、おしゃべりをして笑いながら、自然の豊かさで生き生きと暮らせる環境を目指します。</p>	2012年4月	

自治体名	名 称	復興計画における 「支え合い事業」等の言及内容	復興計画 策定年月日	備 考
大熊町	第1次復興計画	<p>3. あなた自身の生活再建</p> <p>(1) 子どもがいる世帯への支援</p> <p>パターン1 居住地を自ら選択し帰れるのを待つ場合</p> <p>生活－☆全町避難により仮設住宅や借り上げ住宅での生活を余儀なくされている状況の中で、安心して子育てや教育ができる居住環境に対する支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借り上げ住宅の継続支援の要望 ・避難先自治体との連携による安心して子育てなどができる居住環境への支援 など <p>☆子育てや教育を支えてきた地域社会が失われ、孤立感を深めつつある現状の中で、避難先のサポート機関との連携や行事の開催などを通じて絆の維持に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難先での自治会立ち上げ及び活動の支援 ・子育てに対する避難先支援組織の紹介 ・イベントの参加呼びかけ など <p>パターン2 町が指定した区域に居住し、帰れるまで待つ場合</p> <p>生活－☆全町避難により仮設住宅や借り上げ住宅での生活を余儀なくされている状況の中で、安心して子育てや教育ができる居住環境に対する支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てや教育に配慮した復興公営住宅などの建設支援 ・転居するまで借り上げ住宅の継続支援の要望 など <p>☆子育てや教育を支えてきた地域社会が失われ、孤立感を深めつつある現状の中で、避難先のサポート機関との連携や行事の開催などを通じて絆の維持に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会立ち上げ及び活動の支援 ・町指定周辺との交流 ・大熊の子どもたちが集えるイベントの開催と参加の呼びかけ など ・町民イベント、農業コミュニティ、文化活動などの育成・支援による絆強化 など <p>パターン3 大熊町に戻らない場合</p> <p>生活－全町避難により仮設住宅や借り上げ住宅での生活を余儀なくさ</p>	2012年9月	

自治体名	名 称	復興計画における 「支え合い事業」等の言及内容	復興計画 策定年月日	備 考
		<p>れている状況の中で、安心して子育てや教育ができる居住環境に対する支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借り上げ住宅の継続支援の要望 ・ 転居先自治体への協力要請による安心して子育てなどができる居住環境への支援 など <p>☆子育てや教育を支えてきた地域社会が失われ、孤立感を深めつつある現状の中で、避難先のサポート機関との連携や行事の開催などを通じて絆の維持に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大熊の子どもたちが集えるイベントの開催と参加の呼びかけ ・ 町民が集えるイベントへの参加呼びかけ ・ 転居先での子育てに対する支援組織の紹介など <p>(2) 高齢者がいる世帯への支援 (子どもがいる世帯と違うところ)</p> <p>パターン1 生活</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆・ 高齢者が暮らせる居住環境への支援 など ☆・ 高齢者に対する避難先支援組織の紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の生きがいをづくりの活動支援 など <p>パターン2 生活</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆・ 高齢者に配慮した復興公営住宅の建設整備 ☆・ 高齢者の生きがいをづくりの活動支援 など <p>パターン3 生活</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆・ 転居先自治体への協力要請による安心して高齢者が暮らせる居住環境への支援 など ☆・ 転居先での高齢者に対する支援組織の紹介など <p>(3) 特にサポートが必要な世帯への支援方針</p> <p>パターン3 生活</p> <p>☆避難生活はこれまで受けてきた居住環境を一変させ、不自由な生活を余儀なくされており、様々な問題を取り除いた安心して居住できる環境の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借り上げ住宅の継続支援の要望 ・ 転居先自治体への協力要請による安心して暮らせる居住環境へ 		

自治体名	名 称	復興計画における 「支え合い事業」等の言及内容	復興計画 策定年月日	備 考
		<p>の支援 など</p> <p>☆慣れ親しんだ地域社会が失われ、不安な避難生活を送られている現状の中で、避難先のサポート機関と連携し、支援に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民が集えるイベントの参加呼びかけ ・特別なサポートを必要とする避難者に対する避難先支援組織の紹介 など <p>(4) 一般世帯への支援 (略)</p>		
新地町	復興計画	<p>2 復興にあたっての視点</p> <p>(3) 復興にあたっての基本的視点</p> <p>② 人の絆を育むまち</p> <p>本町はかけがえのない郷土を大事にし、これまで培ってきた地域コミュニティなどを大切に、人の絆を育むまちづくりをめざしてきました。今後も地域のコミュニティを再生し、町民・事業者・町の役割分担のもと協働のまちづくりをすすめます。</p> <p>【基本計画】</p> <p>1 主要施策</p> <p>(3) 住宅・暮らしの復興</p> <p>② 住宅の建設・取得の支援 (略)</p> <p>③ 公営住宅の整備</p> <p>多くの住宅が流出し、住まいの再建が急がれていますが、高齢者のみ世帯が増えるなど住宅再建が困難な世帯もあることから、安定した居住空間を確保するために、災害公営住宅の整備に取り組みます。</p> <p>仮設住宅への入居と同様に、公営住宅についてもコミュニティに配慮した配置を検討します。</p> <p>④ 保健・医療、介護・福祉の充実</p> <p>住宅移転等による慣れない生活のためにおこる健康への悪影響を防ぐため、要援護者の見守りネットワークを充実するとともに、社会福祉協議会や民生委員と連携し、見守り・訪問活動の強化やサポート体制の充実など、保健や介護・福祉面での取り組みの充実を図ります。このため、地域の専門スタッフのみならず、ボランティアや外部の人材による見守りなど、きめ細やかな取り組みを検討</p>	2012年4月	

自治体名	名 称	復興計画における「支え合い事業」等の言及内容	復興計画策定年月日	備 考
		<p>します。仮設住宅においては、サポートセンター「まごころ」を活用し、包括的な福祉活動を展開します。被災した高齢者のみ世帯や一人暮らし高齢者のための被災高齢者共同住宅を建設します。</p>		
<p>広野町</p>	<p>復興計画 (第1次)</p>	<p>4-3 施策 (2) 町民生活復興のための施策 ① 町民生活の復興 <目標> ・町民の暮らしを復興、地域の人と人との繋がりや絆を大切しながら安心・安全のまちを復興します。 ◎住まいの復興 <取組方針 取組方針・施策> ・町民の早期住宅再建を支援し、地域コミュニティ復旧・生に配慮した安全な生活環境の確保に努めます。 ◎地域福祉サービス等の復興 <取組方針 取組方針・施策> ・町民が安心して暮らせるよう保健、福祉サービスの充実を図ります。 ・町民帰還の段階においては、福祉サービスの需給バランスが崩れることが想定されるとともに、民生児童委員等サービスを支える方々や地域でサービスを必要とする方々の存在が見えにくくなることが想定されます。こうした状況を早急に回復できるよう社会福祉協議会等と連携を図り、実態調査等によるニーズの把握、状況に合わせた支援を実施します。 ④ 地域コミュニティ、絆の再生 <目標> ・被災の経験を活かし、「自分たちのまちは自分たちで守る」強い地域の絆をつくります。 <取組方針・施策> ◎地域コミュニティ、絆の再生 被災により脆弱化した地域コミュニティを再構築します。 ・自主防災やボランティア体制の整備 地域コミュニティによる自主防災組織の構築を促進し、防災資</p>	<p>2012年3月</p>	

自治体名	名 称	復興計画における「支え合い事業」等の言及内容	復興計画策定年月日	備 考
		<p>機材等の確保など機能強化を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小さいエリアによる交流事業を促し、コミュニティの再生と、人と人との繋がり回復など、新たな取組に対して支援を行い、生きがいつくりを醸成します。 		
葛尾村	復興計画(第1次)	<p>葛尾村復興イメージ図各ゾーンの説明</p> <p><高齢者福祉施設ゾーン></p> <p>双葉郡内にあった高齢者福祉施設の受け皿として、高齢者を対象にした各種施設を集約して建設する。グループ・ホーム、支援センター、デイ・サービス、ショート・ステイ施設、特別養護老人ホーム等を建設する。運営は、社会福祉協議会若しくは福祉事業関連会社が行うが、医師の常駐を念頭に置き、村も経営に参画する。</p> <p>1 避難生活の支援に関する施策</p> <p>③ (コミュニティの維持)</p> <p>仮設住宅などにおける孤立を防ぐため、葛尾村支え合いセンターを設置し、コミュニティの維持を支援するとともに、交流スペースとして活用する。</p> <p>1-2 広域避難している村民の絆の維持</p> <p>② (広域避難者のコミュニティの維持)</p> <p>(1) 県外避難者生活サポート拠点支援事業(絆-①-5)</p> <p>避難先での生活相談や避難者同士の交流の機会を設けることにより、避難者間の絆の維持や地域コミュニティの再生を支援する。</p> <p>④ (要援護者に対する支援)</p> <p>(1) 高齢者等サポート拠点整備事業(応-④-30)(国・県のみ)</p> <p>仮設住宅敷地内に、地域高齢者等サポートセンターを設置し、デイサービス、訪問介護、生活相談、交流スペース等を支援する。</p> <p>⑦ (心のケアの支援)</p> <p>子ども・大人を問わず、村民の</p>	2012年12月	

自治体名	名 称	復興計画における 「支え合い事業」等の言及内容	復興計画 策定年月日	備 考
		<p>心のケアについては、県精神保健福祉センターなどの専門家の応援を得て、臨床心理士などによる心のケアを行うとともに、高齢者の応急仮設住宅での孤独死や精神不安定などによるうつ病が増加したという教訓から、心の相談会を開催するなど村民の心の健康を維持する。</p> <p>特に、子どもについては、避難受け入れ先の学校等と連携して、スクールカウンセラーによる十分なケアを行う。</p> <p>5 葛尾村の復旧のための施策（子育てやコミュニティ強化）</p> <p>5-2 葛尾村帰還後のコミュニティ強化</p> <p>②（高齢者の生活支援）</p> <p>(3) 地域支え合い体制づくり助成事業（絆-④-10）（県のみ）</p> <p>地域における高齢者等に対する見守り等の支え合い体制活動を立ち上げ、地域活動の人材育成を支援する。</p> <p>6-3 葛尾村の医療・福祉の向上</p> <p>(1) 地域包括ケアシステムの構築（災-⑤-10）</p> <p>高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを図る。</p>		
川内村	災害復興ビジョン	<p>【快適な居住空間の確保に関すること】</p> <p>○集合住宅の整備を行い、村民の高齢化による福祉活動の充実を図ると共に村民への住民サービスの向上を図る</p> <p>・村内には広範囲に高齢者が点在しており、保健福祉業務の観点からすると時間的なロスが生じやすく、住宅等の集合化により、より効果的な住民サービスの提供が出来ると予測されます。さらに災害時の対応を考慮すると、避難指示誘導においても迅速性が図られることとなります。</p>	2011年9月	

自治体名	名 称	復興計画における「支え合い事業」等の言及内容	復興計画策定年月日	備 考
飯舘村	いいたてまでいな復興計画(第2版)	<p>3. 帰村についての考え方</p> <p>1) 村のこれまでの取組み 自治会・コミュニティー各仮設住宅および公営宿舎に自治会を設け、新しいコミュニティーの活動を支援するとともに、旧来の20行政区に対する助成も継続して支援しています。</p> <p>2) 村民一人ひとりの想いによりそう(略)</p> <p>3) 「戻れる人」、「戻れない人」、「戻らない人」それぞれに対する支援</p> <p>4) 段階的復興の考え方(略)</p> <p>5) 復興のための拠点「新までいな村(仮称)」整備の考え方</p> <p>① 「帰村のための村内拠点(仮称)」の整備(略)</p> <p>② 「村外子育て拠点(仮称)」の整備(略)</p> <p>③ 拠点を中心とした飯舘村ネットワークの構築(略)</p> <p>④ 復興拠点の将来的活用(略)</p> <p>5. その他の当面の重要施策・事業</p> <p><戻りたい人のための施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰村後の健康管理システム、放射線情報提供 <p><戻りたくても戻れない人、戻らない人のための施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援の充実(預かり保育・学童保育の充実等) ・高齢者等の避難生活支援(買い物支援等) ・避難村民同士の交流支援 <p>6. 今後の復興に向けた重要施策</p> <p>○ コミュニティーの再構築・生きがいつくり</p> <p>すべての村民にとって、地域のコミュニティーが早期に機能することは生活再建上欠かすことのできない要素であり、上記土地利用計画(略)の策定と並行して、村としてコミュニティーの再構築と生きがいつくりを支援していきます。</p>	2012年8月	
双葉町	復興まちづくり計画の基本方針	<p>復興の基本的な考え方</p> <p>○ 「町」は「町民」なくして成り立ちません。そのため、復興の主体は、「町民」であるべきです。</p> <p><町民一人一人の選択への尊重></p> <p>○ 町民一人一人が置かれている状況</p>	第10回復興まちづくり委員会(2013年4月3日)	

自治体名	名 称	復興計画における「支え合い事業」等の言及内容	復興計画策定年月日	備 考
		<p>が異なることで、町民の皆さんの将来に対する考えも様々です。双葉町へ戻ると考えている方、双葉町へ戻らないと決めた方、仮の町に住むと考えている方、仮の町に住まないと決めた方、いずれの選択もこの避難生活を強いられている中で町民の皆さんが難しい判断を強いられながらなされる選択です。そのため、町民の皆さんが、町民一人一人の選択を尊重することが大切です。</p> <p><行政と町民の協働による町民の力を結集した復興></p> <p>○行政と町民が協働して、町民の力を結集して、町民が主体となった復興を目指すことが必要です。町民同士が支えあい、助け合い、そこに全国からの支援の手を自分たちの復興に結び付けて、この難局を乗り切っていかなければなりません。</p> <p>○双葉町の復興は、双葉町単独でなしえるものではなく、他の双葉郡の町村などとも連携して取り組む必要があります。</p> <p>双葉町の復興の進め方</p> <p><不自由な避難生活改善と町民一人一人の生活再建></p> <p>○双葉町への帰還については、放射線量に対する考え方の違いなどから様々な捉え方がありますが、双葉町に帰る意思のある方、双葉町へ帰らないと決めた方、どの方にも共通の課題があります。それは、現在の不自由な避難生活の改善を図ること、そして、生活の再建です。</p> <p>○町民の方からは、不自由な仮設住宅や借り上げ住宅での暮らし、先が見えない不安の声が数多く寄せられています。まず、そうした声に対して、現在の避難生活の改善を図っていく必要があります。</p> <p>○いわゆる「仮の町」は、生活再建するための場所の選択肢の一つとして、また、町民のきずな（コミュニティ）の拠点として、町民の希望に沿った整備が求められます。</p>		

自治体名	名 称	復興計画における 「支え合い事業」等の言及内容	復興計画 策定年月日	備 考
		双葉町復興まちづくりの基本方針 と、計画に盛り込む施策との関係 ＜町民のきずなの維持＞ ① 町民の交流機会の確保 ② 町からの情報提供 ③ 双葉町の歴史・伝統・文化の記 録と継承 ④ 避難先住民との交流の促進 ⑤ 事故の教訓の伝承 ⑥ 町民のきずなを維持する拠点と しての「仮の町」の整備		
福島市	復興実施計画	第3編 分野ごとの施策 第1章 安全で安心なまち 第3節 地域福祉と障がい者福祉の 充実 (地域福祉) *みんなで支え合い、 住み慣れた地域で安全で安心して 自立した生活をしています。 1 誰もが住み慣れた地域で安心し て生活できるよう、地域ぐるみで 支え合う地域社会づくりを推進し ます。 2 地域福祉計画に基づき、市民意 識の高揚と小地域福祉活動への参 加促進を図り、地域福祉を推進す る体制の充実に努めます。 第5節 高齢者施策の充実 (高齢者の元気支援) *高齢者が、 生きがいを持ち、住み慣れた地域 で安全に安心して暮らしていま す。 1 高齢になっても目標を持ちいき いきと暮らせるよう、社会参加や 就労、生きがいづくりを支援しま す。 2 高齢者が住み慣れた地域で自立 し、健康で自分らしい生活ができ るよう、要介護(要支援)状態に なる前からの介護予防を推進しま す。 3 高齢者が安全に安心して生活で きるような生活環境全般の整備や 地域医療と福祉のネットワークな どの地域の支援体制づくりを推進 します。 4 国民年金制度への理解が深めら れるよう、制度の啓発に努めます。	2013年3月	復興計画の 2013年度以降 の実施計画

※ この「付属資料」は、サポートセンターを設立した35市町村の『復興計画』における「支え合い事業」等の言及内容を、伊藤久雄、菅原敏夫、佐野幸次の各委員の責任でとりまとめたものである。